

長野県環境影響評価条例の見直しについて

1 見直しの理由等

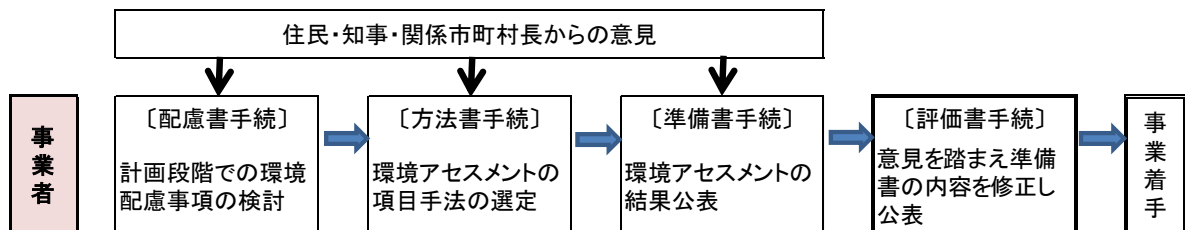
本県では、平成 11 年 6 月の環境影響評価法の施行に合わせて「長野県環境影響評価条例」を制定し、対象事業の実施前に、事業者自らが事業の実施に伴う環境影響について評価を行うこと等により、環境の保全について適正な配慮がなされるよう促してきました。

これまで、平成 19 年 10 月には風力発電所の建設を、平成 28 年 1 月には太陽光発電所、水力発電所等の建設を対象事業に加えたほか、同年 10 月には事業立案段階での手続を導入するなど、状況の変化に応じて条例改正を行ってきました。

現在、事業者による適正な環境配慮をより一層推進するため、県では、環境影響評価手続を充実させるよう検討を行っています。

そこで、県の見直し案を示し、広く県民の皆様からの御意見を募集します。

【参考】 現行の環境影響評価手続の流れ



2 見直し（案）

環境影響評価手続の最終成果物である評価書について、準備書に対する知事意見が十分に反映され、事業者による環境配慮がより一層適正なものとなるよう、以下の手続を追加します。

- (1) 評価書について、必要に応じ、環境保全上の見地から知事が意見を述べるができる手続を追加
- (2) その際、知事は技術委員会及び関係市町村長の意見を聴取できることとする。
- (3) 事業者は、知事意見を受けて評価書の内容を再検討し、必要に応じ、評価書を補正することができる。

【参考】 評価書手続の見直し（案）

	現 行	改 正 案
評価書の手続	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">【評価書】の作成</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">評価書の公告縦覧 (電子縦覧) 1月間</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">【評価書】の作成</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">知事の意見 又は 意見述べない旨の通知 (公表) ← 市町村長の意見 ← 技術委員会意見</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">評価書の補正</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">補正しない旨通知 (公表)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">評価書(補正した場合は補正後) の公告縦覧(電子縦覧) 1月間</div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">許認可等 (環境影響評価書に対する配慮を要請)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">事業者着手</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">許認可等 (環境影響評価書に対する配慮を要請)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">事業者着手</div>

3 (参考) 他都道府県における状況

評価書に係る手続	導入済み都道府県
(1) 環境保全上の見地からの知事意見	山梨、富山等 12 道県
ア 諮問機関からの意見聴取	山梨、富山等 9 県
イ 関係市町村長からの意見聴取	山梨、鳥取、徳島の 3 県
(2) 事業者による評価書の補正	山梨、富山等 12 道県



環境影響評価手続の見直し(案)に対するご意見を募集します。

長野県では、「長野県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価手続(※)について、事業者による適正な環境への配慮を一層推進するため、見直しを検討しています。つきましては、その見直し(案)について、県民の皆さまからご意見を募集します。

1 募集事項

環境影響評価手続の見直し(案)へのご意見

【改正概要】

環境影響評価の最終成果物である環境影響評価書について、知事が環境保全上の見地から意見を述べる手続、当該意見を踏まえて事業者が補正を行う手続等を追加します。

2 募集期間

令和2年7月15日(水)から令和2年8月14日(金)まで

3 閲覧方法

以下のホームページ又は場所でご覧ください。

○県ホームページ

<http://pref.nagano.lg.jp/kankyo/kurashi/kankyo/ekyohyoka/hyoka/r2public.html>

○県庁環境部環境政策課、県庁行政情報センター、各地域振興局行政情報コーナー

4 提出方法

提出様式にご意見を記入の上、郵送、ファクシミリ、電子メール又はながの電子申請サービスにて提出してください。

なお、電話及び口頭によるご意見の提出はご遠慮ください。

※様式は、上記3の県ホームページからダウンロードできます。

5 提出先

長野県環境部環境政策課

【郵送】〒380-8570(県庁専用番号のため住所記載不要) 長野県環境部環境政策課

【FAX】026-235-7491

【電子メール】kankyo-shinsa@pref.nagano.lg.jp

【ながの電子申請サービス】

https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=8051

6 いただいたご意見の取扱い

お寄せいただいたご意見については、個別の回答はせず、ご意見の概要と県の考え方を県のホームページで公表させていただく予定です。

※「環境影響評価手続」とは… 大規模な開発事業など環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする事業者が、あらかじめ、事業の実施に伴う環境影響について調査・予測・評価し、住民や関係自治体などの環境保全の見地からの意見を聴きながら、より環境に配慮した事業にしていくための手続

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

環境部 環境政策課 環境審査係
(課長)真関 隆 (担当)坂戸麻美
電話：026-235-7163(直通)
026-232-0111(代表) 内線2781
FAX：026-235-7491
E-mail kankyo-shinsa@pref.nagano.lg.jp